

橋下徹大阪市長による憲法違反・不当労働行為の 思想調査に抗議し、直ちに中止・撤回を求めます(談話)

2012年2月14日

日本高等学校教職員組合
書記長 藤田 新一

(1)大阪市の橋下徹市長は、2月9日、大阪市職員に対して「業務命令」として「労使関係に関する職員のアンケート調査」への回答を求める文書を発し、「正確な回答がなされない場合には処分の対象」とするとしています。

その内容は、憲法19条の思想・良心の自由を蹂躪する思想調査であるとともに、憲法28条が定める労働組合活動への支配・介入をねらう不当労働行為そのものです。日高教は、憲法を根底から蹂躪し、戦前の暗黒時代に歴史の歯車を逆転させる橋下徹大阪市長に強く抗議するものです。

(2)「アンケート調査」は、「これまで組合活動に参加したことがありますか」「特定の政治家を応援する活動に参加したことがありますか」など、プライバシーや個人の思想・信条の自由に関わる事項への回答を求めています。さらに、「このアンケート調査は、任意の調査ではありません。市長の業務命令として全職員に真実を正確に回答していただくことを求めます。正確な回答がなされない場合には処分の対象となります」と処分を脅し、職員に回答を強要するものであり、憲法が保障する思想・信条、良心の自由を土足でふみにじる極めて不当なものです。

(3)「労働組合への加入」は憲法28条が定める労働者に保障された労働基本権であり、「特定の政治家を応援する」ことは主権者である国民に保障された憲法の基本的な人権です。

業務とは関係のない職員の内心の自由にかかわる事項を「業務命令」で回答させ、従わなければ処分することは憲法違反の違法行為そのものです。また、大阪・橋下徹市長が労働組合の活動について、「加入の有無」をはじめ、「メリット・デメリット」まで詮索することは、明白な組合活動への支配・介入であり、憲法違反の不当労働行為そのものです。

(4)大阪・橋下徹市長は、アンケート調査の結果を利用し、2月28日に開会される大阪府議会に「職員基本条例」「労働組合適正化条例」を提案しようとしています。

日高教は、大阪・橋下徹市長による「労使関係に関する職員のアンケート調査」に強く抗議するとともに、直ちに中止・撤回を求めるものです。また、日高教は、大阪府高教・大教組がとりくむ2条例案の制定を許さない府民的たたかいと連帯して、大阪・橋下徹市長への抗議と「アンケート調査」撤回を求めることを、全国の教職員に呼びかけるものです。

以上